

いじめ防止対策推進法(概要)

【目的】

いじめから、児童生徒の
生命・尊厳を保持

【趣旨】

学校・地域の構造的問題の解決のため、
「いじめの未然防止、早期発見、事案対処」
の全てに、実効性ある仕組みを実現

【基本理念】

いじめの本質への理解、関係者の連携、
生命・心身の保護、被害者に寄り添った対策、
児童生徒の主体的・積極的な参画等

国

いじめ防止基本方針 ● 運用ガイドライン

地方公共団体

● 地方いじめ防止基本方針

- 各学校のいじめの防止プログラムのひな形
- 地域全体における早期発見及び事案対処の指針
- 教職員の研修計画 等

教育委員会

首長

重大事態の
再調査機関
(30条等 臨時)

報告

議会

重大事態組織 (28条 臨時)

- 重大事態の調査・対処
- 再発防止策

● いじめ対策附属機関

(14条 常設・任意)

弁護士等の参画する
いじめ対策の実効的実施のための
第三者委員会

- いじめ事案の相談・通報窓口
- 事案調査・対処
(学校への指導又は自らの対処)
- 事案対処等に際しては、
外部専門家のみで対応可能
- 地方いじめ防止基本方針の
策定、評価・見直し

いじめ問題対策 連絡協議会

弁護士、法務局、児童相
談所、人権擁護委員、臨
床心理士等、社会福祉士
等、民生・児童委員、警察、
医師、保護者、民間事業
者等の関係者の連携

学校

いじめが起きにくい、起こしにくい学級・学校づくりを実現

● 学校いじめ防止基本方針

- いじめの防止プログラム
(教育活動全体の体系的な年間計画)
- 早期発見及び事案対処のマニュアル 等

● いじめ対策委員会

(22条 常設・必置)

学級・教科担任を必須として、生徒指導担当・
養護教諭等の複数教職員、スクールカウンセラー・
スクールソーシャルワーカー、人権擁護委員等の
外部専門家、保護者、学校評議員、地域住民等の参画

- 未然防止(継続的取り組み)、
早期発見(安心・信頼の相談窓口)、
事案対処(組織的・専門的対応)を実効的に実施
- 学校いじめ防止基本方針の策定、実行、
評価・見直し
- 個々の教職員の認識・対応能力の向上
- 教職員の担当クラスを超えた同僚性の確保

学校基本方針及び対策委員会の内容や構成等はHPで公表し、
その策定や運営等には児童生徒や保護者が参画する

※ 国立学校は文部科学大臣、私立学校は都道府県知事が再調査を実施

事案対処ルール

- ・被害者に寄り添った対策(二次被害の防止等)
- ・アンケート調査や聞き取り調査の実施
- ・外部専門家の参画による中立・公正等の確保
- ・被害者に対する情報提供(法的説明責任)

重要な施策等

- ・情操・道徳教育及び体験活動等の充実
- ・啓発活動の推進
- ・人材確保及び資質向上(教員養成課程含む)
- ・ネットいじめ対策の推進
(ネットパトロール、法務局による書き込み削除支援等)
- ・対策全体のPDCAサイクルの実行
(先進事例の地域共有等)
- ・調査研究の推進
- ・隠ぺい等防止及び対策推進確保のための
新たな学校・教員評価
- ・高等専門学校・専修学校における措置